

許可番号 第00110009491号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地
氏名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)9月13日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)9月12日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸及び廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第2面、第3面、第4面及び第5面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年(1993年)9月13日	許可の更新
(平成7年(1995年)9月8日)	新規許可【小樽市】
平成10年(1998年)9月13日	更新時変更許可(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加。)
平成12年(2000年)3月8日	許可の更新【小樽市】
平成15年(2003年)3月1日	変更許可(廃酸、廃アルカリの追加。)
平成15年(2003年)9月13日	許可の更新
平成17年(2005年)9月8日	許可の更新【小樽市】
平成18年(2006年)4月1日	小樽市より移管
平成18年(2006年)12月6日	変更許可(汚泥、廃油の追加。)
平成20年(2008年)11月28日	許可の更新
平成25年(2013年)11月29日	許可の更新
平成30年(2018年)6月20日	変更許可(鋳さい、ばいじんの追加。)
令和2年(2020年)9月13日	許可の更新

5. 積替え許可の有無

(有)・無

市名 札幌市 許可番号 第05110009491号
市名 旭川市 許可番号 第05010009491号
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・(無)

(第2面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 石狩積保1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 1.21㎡

種類
・廃酸。
保管上限 0.25㎡

施設の種類 石狩積保2
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 1.21㎡

種類
・廃アルカリ。
保管上限 0.25㎡

施設の種類 石狩積保3
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 8.00㎡

種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 17.28㎡
高さ 2.70m

施設の種類 石狩積保4
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 1.40㎡

種類
・廃油。
保管上限 0.75㎡

施設の種類 石狩積保5
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 8.00㎡

種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使
用製品産業廃棄物を含む。）
保管上限 9.72㎡

施設の種類 石狩積保6
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 2.88㎡

種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀
使用製品産業廃棄物を含む。）
保管上限 2.00㎡

施設の種類 石狩積保7
設置場所 石狩市新港中央三丁目749番地1
面積 43.68㎡

種類
・廃プラスチック類。
保管上限 85.17㎡
高さ 3.90m

施設の種類 石狩積保8
設置場所 石狩市新港中央三丁目749番地1
面積 31.20㎡

種類
・廃プラスチック類。

保管上限 60.84㎡
高さ 3.90m

施設の種類 十勝積保1
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.50㎡

種類
・廃酸。
保管上限 0.50㎡

施設の種類 十勝積保2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 2.30㎡

種類
・廃アルカリ。
保管上限 1.00㎡

施設の種類 十勝積保3
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 55.63㎡

種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限 106.92㎡
高さ 3.13m

施設の種類 十勝積保4
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 16.00㎡

種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 12.96㎡

施設の種類 十勝積保5
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 134.10㎡

種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 285.84㎡
高さ 3.60m

施設の種類 十勝積保6
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.00㎡

種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀
使用製品産業廃棄物を含む。）
保管上限 0.207㎡

施設の種類 十勝積保7
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.00㎡

種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使
用製品産業廃棄物を含む。）
保管上限 0.328㎡

第3面へ続く。以下余白。

(第3面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
 許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 深川積保1
 設置場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛226番19
 面積 16.80m²
 種類
 ・廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 4.464m³
 高さ 0.60m

施設の種類 深川積保2
 設置場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛226番19
 面積 54.02m²
 種類
 ・廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 32.86m³
 高さ 1.825m

施設の種類 深川積保3
 設置場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛226番19
 面積 6.24m²
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 5.76m³

施設の種類 深川積保4
 設置場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛226番19
 面積 3.36m²
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 保管上限 1.992m³

施設の種類 深川積保5
 設置場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛226番19
 面積 0.64m²
 種類
 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 保管上限 0.108m³

施設の種類 深川積保6
 設置場所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛226番19
 面積 21.00m²
 種類
 ・廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 6.75m³
 高さ 0.75m

施設の種類 室蘭積保1
 設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
 面積 59.60m²
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 保管上限 119.20m³

施設の種類 室蘭積保2
 設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
 面積 63.70m²
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 151.20m³
 高さ 4.05m

施設の種類 室蘭積保3
 設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
 面積 1.00m²
 種類
 ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
 保管上限 0.243m³

施設の種類 室蘭積保4
 設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
 面積 9.00m²
 種類
 ・木くず。
 保管上限 12.60m³

施設の種類 苫小牧積保1
 設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
 面積 6.44m²
 種類
 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
 保管上限 11.92m³

第4面へ続く。以下余白。

(第4面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 苫小牧積保2
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 13.80m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 15.93m³

施設の種類 苫小牧積保3
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 2.76m²
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.184m³

施設の種類 苫小牧積保4
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 80.00m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限 79.16m³
高さ 2.50m

施設の種類 苫小牧積保5
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 52.00m²
種類
・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 36.52m³
高さ 1.625m

施設の種類 釧路積保1
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 14.76m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 38.88m³

施設の種類 釧路積保2
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 40.040m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限 52.05m³
高さ 2.60m

施設の種類 釧路積保3
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 40.560m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 52.72m³
高さ 2.60m

施設の種類 釧路積保4
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 2.405m²
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.648m³

施設の種類 釧路積保5
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 3.600m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 1.992m³

施設の種類 北網積保1
設置場所 北見市開成229番4、380番2
面積 195.00m²
種類
・廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 211.25m³
高さ 3.25m

施設の種類 利尻積保1
設置場所 利尻郡利尻町杵形字新湊179番地
面積 180.00m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 175.00m³
高さ 2.50m

施設の種類 森積保1
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 44.00m²
種類
・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 119.00m³

第5面へ続く。以下余白。

(第5面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会施設の種類 森積保2
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 5.00m²
種類

- ・ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- 保管上限 1.617m
- ³

施設の種類 森積保3
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 1.00m²
種類

- ・ 汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- 保管上限 0.207m
- ³

施設の種類 森積保4
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 106.09m²
種類

- ・ 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 保管上限 104.12m
- ³
-
- 高さ 1.96m

以下余白。

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
 名称 株式会社鈴木商会
 代表取締役 駒谷 僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和5年1月29日

許可の有効年月日 令和12年1月28日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥	オ 廃プラスチック類	ケ 金属くず
イ 廃油	カ 紙くず（ <small>（難燃性のあるものに限る）</small>	コ ガラスくず、コンクリートくず（ <small>（物の繊維を除去したものを除く）</small> ）及び陶磁器くず
ウ 廃酸	キ 木くず（ <small>（難燃性のあるものに限る）</small>	サ がれき類
エ 廃アルカリ	ク 繊維くず（ <small>（難燃性のあるものに限る）</small>	

以上11種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(2) 積替え又は保管の有無 有

下記2の表の最右欄に掲げる産業廃棄物の種類に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	場数	産業廃棄物の種類
東区東雁来町262番 300、344	230.58 m ²	384.84 m ³	4.15 m	1	① ¹⁾ 上記1(1)オ、ケ、コ
	69.62 m ²	101.95 m ³	2.70 m	1	② ²⁾ 廃タイヤ（上記1(1)オ、ケ）
	36.00 m ²	51.84 m ³	2.70 m	1	③ ³⁾ 業務用冷蔵庫及び廃OA機器（上記1(1)オ、ケ、コ）
	0.455 m ²	0.108 m ³	—	1	⑧ ⁸⁾ 廃乾電池（上記1(1)ア、ケ）
	0.455 m ²	0.108 m ³	—	1	⑨ ⁹⁾ 廃小型充電式電池（上記1(1)ア、オ、ケ）
西区発寒15条13丁目 1020番183、 184	273 m ²	507.33 m ³	4.0 m	1	① ¹⁾ 上記1(1)オ、ケ、コ
	0.16 m ²	0.027 m ³	—	2	④ ⁴⁾ 水銀電池及び空気亜鉛電池（上記1(1)ア、ケ）
	3.6 m ²	1.386 m ³	—	1	⑤ ⁵⁾ 蛍光ランプ（上記1(1)オ、ケ、コ）
	1.2 m ²	1.0 m ³	—	2	⑥ ⁶⁾ HIDランプ及び放電ランプ（上記1(1)オ、ケ、コ）
	15 m ²	4.5 m ³	0.75 m	1	② ²⁾ 廃タイヤ（上記1(1)オ、ケ）
	0.16 m ²	0.027 m ³	—	7	⑦ ⁷⁾ スイッチ及びリレーその他の水銀使用製品産業廃棄物（上記1(1)オ、ケ、コ）
	0.546 m ²	0.108 m ³	—	1	⑧ ⁸⁾ 廃乾電池（上記1(1)ア、ケ）
0.546 m ²	0.108 m ³	—	1	⑨ ⁹⁾ 廃小型充電式電池（上記1(1)ア、オ、ケ）	
西区発寒15条13丁目 1020番182	0.91 m ²	0.72 m ³	—	1	⑧ ⁸⁾ 廃乾電池（上記1(1)ア、ケ）
	0.49 m ²	0.36 m ³	—	1	⑨ ⁹⁾ 廃小型充電式電池（上記1(1)ア、オ、ケ）

1) ①、②、③については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

2) ④、⑤、⑥、⑦については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む（ただし、⑦については、水銀使用製品産業廃棄物であるものは、スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る。）。

3) ⑧、⑨については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

3 許可の条件 無

4	許可の更新又は変更の状況	
	昭和51年 4月22日	新規許可
	平成 6年 1月29日	更新許可
	平成 8年1月28日	変更許可 (廃油、廃酸、廃アルカリの追加)
	平成11年 1月29日	更新許可
	平成11年10月13日	変更許可 (紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加)
	平成16年 1月29日	更新許可
	平成18年10月31日	変更許可 (汚泥の追加、汚泥の積替え又は保管の追加)
	平成21年 1月29日	更新許可
	平成28年 1月29日	更新許可
	平成28年 4月12日	変更届 (積替保管施設保管上限の変更)
	令和 2年1月25日	変更届 (積替保管施設の追加 (札幌市西区発寒15条13丁目1020番187))
	令和 3年 1月28日	変更届 (積替保管施設の一部廃止 (札幌市西区発寒15条13丁目1020番187))
	令和 3年 8月23日	変更届 (積替保管施設の一部変更 (札幌市東区北丘珠5条4丁目374番10))
	令和 4年 6月28日	変更届 (積替保管品目の一部追加)
	令和 5年 1月29日	更新許可
	令和 5年10月20日	変更届 (積替保管施設の一部廃止 (札幌市東区北丘珠5条4丁目734番10))
5	規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無	無

○紙くず	
<ul style="list-style-type: none"> 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) に係るもの。 出版業 (印刷出版を行うものに限る。) に係るもの。 製本業及び印刷物加工業に係るもの。 	
○木くず	
<ul style="list-style-type: none"> 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。) に係るもの。 パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) に係るもの (業種限定なし) 	
○繊維くず	
<ul style="list-style-type: none"> 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの。 	

書換交付

令和 5年10月20日

事由	<p style="color: red; font-size: 1.1em;">積替え又は保管に関する</p> <p style="color: red; font-size: 1.1em;">事項の変更</p>
----	---

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可番号第05010009491号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 今津 寛 介

許可の年月日 令和 4年 9月16日

許可の有効年月日 令和11年 9月12日

1 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）。以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 216㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 324㎡
高さ 3.0m

施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 13.2㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 11.5㎡

施設の種類 保管場所3
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 4.7㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 4.2㎡

施設の種類 保管場所4
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 2.2㎡
種類
・廃プラスチック類、汚泥、金属くず。
保管上限 0.1㎡

(第2面)

施設の種類 保管場所5
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 0.4㎡
 種類
 ・廃酸。
 保管上限 0.3㎡

施設の種類 保管場所7
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 7.9㎡
 種類
 ・木くず。
 保管上限 11.9㎡

施設の種類 保管場所6
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 0.4㎡
 種類
 ・廃アルカリ。
 保管上限 0.3㎡

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成15年 4月28日 変更許可（廃油、廃酸、廃アルカリの追加。）
- 平成15年 9月13日 許可の更新
- 平成20年 9月13日 許可の更新
- 平成24年12月28日 変更許可（汚泥の追加。）
- 平成25年 4月17日 優良基準適合確認
- 平成27年 9月13日 許可の更新
- 令和 4年 9月16日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。